

指定管理者の募集について

令和 8 年 2 月 2 日公告

村では、以下とおり指定管理者を募集します。

■共通事項

1. 指定の予定期間
令和 8 年 4 月 1 日～令和 13 年 3 月 31 日（5 年間）
2. 申請の方法
申請書及び事業計画書等を施設所管課へ提出
3. 申請手続き
詳細は別紙募集要項による
4. スケジュール
 - (1) 公募
令和 8 年 2 月 20 日（金）締め切り
 - (2) 指定管理者候補者の選定
2 月末から 3 月上旬開催予定
 - (3) 指定管理者の指定
3 月定例議会の議決を経て指定
 - (4) 指定管理者による施設の管理
令和 8 年 4 月 1 日から

○振興課所管施設の指定管理者募集について

■募集施設一覧

施設の名称	所在地	申請資格	募集期間
やまびこ荘	上野村檜原		
ヴィラせせらぎ	上野村勝山		
上野村公園施設	上野村川和・勝山	村内に主たる事業所を有する団体であること	令和 8 年 2 月 20 日まで申請受付
銘木工芸館	上野村勝山		
ふれあい館	上野村檜原		
地場産業育成施設	上野村川和		

-各施設の個別事項-

○やまびこ荘

1 公の施設の名称及び位置

名 称 やまびこ荘

所在地 上野村大字檜原 8 8 8

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、都市住民及び地域住民等の交流を促進し、村の振興に資するため設置した施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関する事と並びに施設及び設備器具の維持保全に関する事です。

3 利用料金について

地方自治法に定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。

○ヴィラせせらぎ

1 公の施設の名称及び位置

名 称 ヴィラせせらぎ

所在地 上野村大字勝山 6 8 4 – 1

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、都市住民との交流を促進し、都市活力の導入等により村の振興を図るために設置した施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関する事と並びに施設及び設備器具の維持保全に関する事です。

3 利用料金について

地方自治法に定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。

○上野村公園施設（川和自然公園・まほーばの森等）

1 公の施設の名称及び位置

名 称 上野村公園施設

- ①川和自然公園
 - ②まほーばの森
 - ③東部地区農村公園（スカイブリッジ）
 - ④フォレストアドベンチャー・上野
- 所在地 ①上野村大字川和665外
②大字勝山1169外
③大字川和612外
④大字勝山1169外

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、住民の福祉増進と一般利用者に対する健全な休養施設の提供を図るために設置した施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関する事項並びに施設及び設備器具の維持保全に関する事項です。

3 利用料金について

地方自治法に定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。

○銘木工芸館

1 公の施設の名称及び位置

名 称 木工品展示販売施設（銘木工芸館）

所在地 上野村大字勝山127

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、都市住民との交流を促進し、都市の活力の導入により村の振興と村民の福祉の向上に資するための施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関する事項並びに施設及び設備器具の維持保全に関する事項です。

3 利用料金

地方自治法に定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。

○ふれあい館

1 施設の名称及び所在地

名 称 上野村地域資源活用総合交流促進施設
所在地 上野村大字檜原 3 3 1 他

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、都市住民との交流を促進し、都市の活力の導入により村の振興と村民の福祉の向上に資するための施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関するここと並びに施設及び設備器具の維持保全に関するこことです。

3 利用料金

地方自治法の定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。

○地場産業育成施設

1 施設の名称及び所在地

名 称 上野村地場産業育成施設
所在地 上野村大字川和 9 8 9

2 管理の基準及び業務の範囲

この施設は、木工技術の普及、技術者の育成を行う施設です。

指定管理者の業務は、施設の利用の許可に関するここと並びに施設及び設備器具の維持保全に関するこことです。

3 利用料金

地方自治法の定める利用料金制度を採用します。

4 募集期間

令和8年2月20日（金）まで申請受付。

5 申請資格

村内に主たる事務所を有する団体であること。